



知っている? 今までのこと



ハンセン病についての正しい理解を

ハンセン病は、らい菌によって、おもに皮膚や末梢神経が侵される感染症ですが、感染力はきわめて弱く、薬で治る病気です。しかし、日本では、患者を社会から隔離する政策がとられていたため、差別や偏見を生み出して多くの問題を残しました。私たち一人ひとりがハンセン病について正しく理解し、差別や偏見のない社会をつくっていくことが大切です。

ハンセン病と隔離政策

日本では1907年(明治40年)から、患者に対して療養所への隔離政策がとられ、1996年(平成8年)に廃止されるまで約90年間続きました。

この隔離政策は、人々にハンセン病に対する誤った考えをうえつけ、患者や家族に対する差別や偏見を生み出すことになりました。そのため、療養所への入所者は家族との関係を絶つことを余儀なくされたのです。隔離政策による人権侵害に対して元患者らが国を相手取って起こした訴訟では、2001年(平成13年)5月に熊本地裁が国の隔離政策の違法性を認め、国家賠償を命じる判決を出し、その結果、国も責任を認めました。

2008年(平成20年)6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、ハンセン病元患者の福祉の増進や名誉の回復など、ハンセン病問題の解決に向けた取組が進められています。療養所への入所者は高齢で身寄りがなく、今なお残る社会の偏見により、病気が完治しても社会復帰が難しい状況にあります。また、2019年(令和元年)11月には、元患者家族等の名誉の回復および福祉の増進を図るため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

2003年(平成15年)には元患者の宿泊を拒否する事件も起きています。私たち一人ひとりが、元患者が社会復帰しやすいように、病気に対して正しく理解し、差別や偏見をなくすようにつとめることが求められています。

エイズについての正しい理解を

エイズは、HIVというウィルスによって引き起こされる病気で、わが国ではエイズ患者・HIV感染者が年々増えています。しかし、感染力は弱く、主な感染経路は、性的感染、血液感染、母子感染であり、予防が可能です。また、検査を受けて早期発見・早期治療することにより発症を遅らせ、他の慢性疾患と同じようにコントロールが可能となっています。エイズという病気について正しく理解し、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別を取り除いていくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症に関連したさまざまな人権侵害

2020年(令和2年)より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、患者やその家族だけでなく、治療にあたる医療従事者等にも差別や偏見による被害が発生しました。こうした人権侵害を防止するためには、病気に関する正しい知識の普及・啓発を図ることが必要です。

さまざまな病気の人への理解を深めましょう

医療技術が進歩しても、原因や治療法がわかっていない「難病」といわれる病気もあり、その患者や家族は大変な努力を続けながら病気とたたかい、社会生活を送っています。しかし、病気に対する無理解や患者への偏見により、集団に入ることを拒否されたり心ない言葉を投げかけられたり、働くことが困難になったりすることがあります。病気について正しく理解し、偏見や差別のない関係を築いていくことが求められます。

また、最近では、医療の内容が高度化・専門化してきています。医師と患者が対等の立場で治療を進めるためにも、病気や治療について、医師などから納得のいく十分な説明を受けること(インフォームド・コンセント)が、ますます重要になっています。

さまざまな病気や患者への理解を深めるための啓発を進めています。



滋賀県では

だれもが安心して医療を受けられ、患者自らが主体的に医療に関われるよう、また、医療機関における患者へのサービスや医療の質の向上をめざし、「医療安全相談室」を設置しています。また、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害に関しては、専門の対応チームおよび専用相談窓口「新型コロナ人権相談ほっとライン」を設けています。